



“赤い羽根”ふじのくに夏休みこども食堂支援セット 応募方法

助成を希望するこども食堂は、インターネット（パソコン、タブレット、スマホ）から応募フォームに必要事項を入力し、静岡県共同募金会にご応募ください。

なお、速やかに募集から助成まで行うため、紙ベースでの応募は受け付けません。

1 応募対象団体

県内で食事を提供しているこども食堂（社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉を目的とした非営利団体が運営するもの）

（対象外団体）

以下の団体が運営するこども食堂は対象外であること。

- ・営利団体（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）
- ・行政機関（一部事務組合等を含む）
- ・医療法人、学校法人
- ・一般社団法人、一般財団法人
- ・宗教法人

2 応募期間

令和4年7月19日～令和4年7月26日

3 応募方法

ア 応募フォームを表示する

（方法①） 募集案内メールに添付されている応募フォームのアドレスをクリックする。

<https://tayori.com/form/b98b190ce7d8dca4b85dfcb72afb32e7561ee6dc/>

（方法②） 本会ホームページに記載されている応募フォームのアドレスをクリックする。

（方法③） 募集案内メールに添付されている応募フォームの QR コードを読み取る。



イ 応募フォームから必要項目を入力する

（1） 次の項目を入力し、送信することで申し込む。（*は必須入力項目です。）

NO	入力項目	入力例
1	こども食堂の名称 *	〇〇こども食堂
2	こども食堂の所在市町名 *	静岡市葵区 ※政令市は区まで
3	運営主体の名称 *	〇〇会 ※個人の場合は「個人」と入力
4	運営主体の法人格	NPO 法人、社会福祉法人等 ※任意団体の場合は入力不要
5	代表者の職・氏名 *	会長 静岡 花子 ※役職がない場合は氏名のみ。
6	活動開始年月 *	令和2年1月
7	開催日時 *	月1回（毎週土曜日 12:00～14:00）
8	開催場所の名称 *	〇〇公民館、代表者自宅、借家等
9	開催場所の所在地 *	〒420-0000 静岡市葵区〇〇〇1-2-3 ※郵便番号含む
10	対象者 * （複数選択可）	① ひとり親家庭のこどもと保護者 ② 支援が必要な家庭のこどもと保護者 ③ 地域の小学生 ④ 地域の中学生 ⑤ 地域の高校生 ⑥ 地域の大学生

		⑦ ひきこもりの方 ⑧ 障害のある方 ⑨ お年寄り
11	平均参加者数 *	〇人 ※スタッフ、ボランティア数は除く
12	参加費 *	無料、1 回 300 円、月 500 円、こども無料・大人 300 円等
13	こども食堂の 活動内容 * (複数選択可)	① 食事の提供 ② 食材・お弁当の配付 ③ 生活用品の配付 ④ 学習支援 ⑤ 相談支援
14	活用方法 * (複数選択可)	① こども食堂で提供する食事に使用 ② こども食堂を利用している世帯に食材として配付
15	担当者職氏名 *	会計 静岡 太郎 ※役職がない場合は氏名のみ。
16	担当者氏名 (カナ) *	シズオカ タロウ
17	電話番号 *	※担当者に速やかに連絡が取れる電話（携帯が望ましい）
18	メールアドレス *	※諸連絡は原則メールで行うので、毎日確認するメールアドレス
19	通信欄	

※ご入力いただいた個人情報は本事業以外には使用いたしません。

(2)送信後、「静岡県共同募金会」から受付完了メール（自動応答）が届くので、「受付番号」を利用して「メッセージを確認する」から申込内容を確認する。

誤りがある場合のみ、「お問合せ」欄に修正内容を入力し返信する。

(3)その後、共同募金会で入力項目の審査が行われ、その際、疑義があれば質問がメールで届くので、メールで回答する。

(4)最終的に入力項目の審査が終了すると、担当者から「受け付けました」とのメールが届く。これで、正式に応募受付完了です。

(5)助成が決定された後、助成決定メールが届くので、指示に従って食品を受けとる。

【受領方法及び受領後の手続き】

■受領方法 助成決定を受けたこども食堂は、受領印を持参のうえ、指定日に指定先の**市町社会福祉協議会**に出向き、受領すること。（8 月 10 日予定）

■受領後の手続き（助成の必須条件）

礼状及び写真をデータで静岡県共同募金会へメールで提出すること。

[形式] ① 礼状は word データ(A4 縦)で提出。活用していることが分かる写真を貼付のこと
(受領食品のみは不可)。※

② 貼付した写真は、JPEG データでも提出。（※公開できる写真）

[宛名] 「静岡缶詰協会の加盟会社の皆様」

[期限] 令和 4 年 9 月 1 日(木)

(情報公開) 事業で得た情報は関係者で共有し本事業以外には使用しない。団体名称と礼状、写真は赤い羽根ホームページ等で公開することがある。

(留意事項) ・食品の種類や数量は選べない。

・転売や目的以外の使用は認めない。

・アレルギー対応及びその他受領後に発生した損害に対する賠償責任は受領団体で対応すること。

・受領後の手続きを行わない場合は、助成物品相当額を返還すること。